

# 愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援企業登録要領

(趣旨)

第1条 従業員の奨学金返還を支援する制度を設けている県内中小企業等の県への企業登録について、この要領に定めるところによる。

(対象となる中小企業等)

第2条 この企業登録の対象となる中小企業等とは、勤務する従業員への奨学金返還支援制度を整備し、奨学金返還のための手当の支給又は代理返還を行う法人及び個人事業主をいう。ただし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛知県内に本社又は主たる事業所を有すること。
  - (2) 常時雇用する従業員数が300人以下であること。
  - (3) 国や地方公共団体等の公共法人（法人税法別表1の「公共法人」）に該当するものでないこと。
  - (4) 愛知県の関係団体でないこと。
  - (5) 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人でないこと。
  - (6) 過去3年間に労働関係法令に係る重大な違反に問われていないこと。
  - (7) 愛知県税に未納の徴収金がないこと。
  - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
  - (9) 愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
  - (10) 雇用保険の適用事業所であること。
- 2 前項に掲げる者のほか、知事が不相当であると認める者でないこと。

(対象となる奨学金)

第3条 この要領において奨学金とは、高等学校、短期大学、大学、大学院、専修学校その他の教育機関及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設における修学を支援するために貸与される学資金等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- (2) 地方公共団体、大学、民間企業・団体などが貸与する奨学金。ただし、愛知県地域医療確保学資金、愛知県保育士修学資金貸付金、愛知県介護福祉士等修学資金貸付金、愛知県福祉系高校修学資金等その他の学資金等で、特定の職種へ就職した場合や特定の地域に居住した場合等に返還の全部又は一部が免除されることとなるものを除く。
- (3) 厚生労働省が所管する職業訓練に係る融資のうち、技能者育成資金融資

(対象となる奨学金返還支援制度)

第4条 この要領において奨学金返還支援制度は、中小企業等が就業規則又は賃金規程等に基づき、従業員に対し、奨学金返還支援のための手当の支給又は代理返還を行うものとする。

(企業登録の申請)

第5条 県への企業登録をしようとする者は、奨学金返還支援制度を導入後、愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援企業登録申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 企業・団体の概要を記した資料

(パンフレットなど中小企業等の活動内容、常時雇用する従業員の人数が分かるもの)

(2) 法人に係る登記事項証明書(法人等の場合)又は開業届等所在地が確認できる書類の写し(個人事業主又は法人格を持たない団体の場合)

(3) 奨学金返還支援制度に係る社内規程等の写し

(4) 県税に未納の徴収金がないことを証する書類

(5) その他知事が必要と認める書類

(企業登録の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、その結果に基づき登録決定を行い、通知する。

(企業登録の有効期限)

第7条 登録の有効期限は、前条の登録が決定された日から3年を経過する日の属する年度末までとする。

(登録内容の変更)

第8条 登録企業は、第6条の決定後に登録内容を変更しようとするときは、その理由とともに知事に報告しなければならない。

(登録決定の取消し)

第9条 知事は、登録企業が登録決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該登録決定を取消することができる。

(登録企業の公表)

第10条 知事は、第6条の決定した登録企業について、次の各号に掲げる事項を公表する。

- (1) 名称
- (2) 所在地（本社又は主たる事業所）
- (3) 業種
- (4) ホームページアドレス
- (5) その他、知事が必要と認める内容

(関係書類の整備)

第11条 登録企業は、企業登録に係る書類等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の書類等は、登録申請完了後、5年間保存しておかなければならない。

(検査等)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、登録企業に対して、登録内容に関する事項について報告を求め、又は検査を実施することができる。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和5年12月25日から施行する。